

匝瑳市農業後継者新規就農支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、農業後継者の確保と新規就農者の営農意欲を助長するため、新規就農者に対し、予算の範囲内において農業後継者新規就農支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し匝瑳市補助金等交付規則（平成18年匝瑳市規則第66号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、匝瑳市の区域内に住所を有する49歳以下の新規就農者で、千葉県海匝農業事務所が開催する農業経営体育成セミナーの受講者（以下「受講者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。

(1) 市税及び国民健康保険税に滞納がある者

(2) 過去にこの制度及び他の地方公共団体における同種の制度に基づく助成を3回以上受けたことがある者

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次のとおりとする。

研修等の名称	金額
農業経営体育成セミナー	受講者1人につき1年度当たり10万円とする。
(1) 基本研修	
(2) 専門研修	
(3) 総合研修	

(交付の申請)

第4条 規則第3条の規定により、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、農業後継者新規就農支援助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に滞納がないことを証する書類

(2) 誓約書（第2号様式）

2 前項第1号の書類については、交付申請者が同意書（第3号様式）を提出することにより添付を省略することができる。

（交付の決定）

第5条 規則第4条の規定により、市長は、前条の申請書の提出があったときには、速やかに申請書の内容を審査し、助成金の交付の可否を決定しなければならない。

2 規則第6条の規定により、市長は、前項に規定する決定の結果を農業後継者新規就農支援助成金交付決定通知書（第4号様式）により当該交付申請者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第6条 規則第12条の規定により交付申請者が実績報告をする場合は、農業後継者新規就農支援助成金実績報告書（第5号様式）を市長に提出しなければならない

（補助金の額の確定）

第7条 市長は、交付すべき助成金の額を確定したときは、規則第13条の規定により農業後継者新規就農支援助成金確定通知書（第6号様式）により当該交付申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第8条 規則第15条の規定により助成金の交付を請求しようとする交付申請者は、農業後継者新規就農支援助成金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条の規定により助成金の交付を概算払で請求しようとする交付申請者は、農業後継者新規就農支援助成金概算払請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第9条 市長は、助成金を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 第2条に規定する助成金の交付要件を満たさなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の八日市場市農業後継者新規就農支援助成金交付要綱(平成11年八日市場市告示第33号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月29日告示第86号)

この告示は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の予算に係る助成金、利子補給金及び補助金から適用する。

附 則(平成22年6月21日告示第36号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この告示による改正前の告示の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成23年5月25日告示第49号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、第1条の規定による改正前の匝瑳市農業後継者新規就農支援助成金交付要綱第1号様式の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日告示第 12 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 5 条の規定による改正後の匝瑳市農業後継者新規就農支援助成金交付要綱の規定は、施行日以後に、市長に農業後継者新規就農支援助成金の交付に係る申請(以下この項において「申請」という。)をする者から適用し、施行日前に市長に申請をした者については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 3 月 25 日告示第 12 号)

(施行期日)

この告示は、公示の日から施行し、平成 25 年度分の予算に係る助成金から適用する。

附 則(令和 3 年 6 月 30 日告示第 75 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、この告示による改正前の告示の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる

附 則(令和 5 年 5 月 22 日告示第 48 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和 6 年 2 月 16 日告示第 9 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

(経過措置)

- 2 改正後の第 3 条の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の助成金であって、施行日以後に交付の申請があったものについて適用し、施行日前の助成金及び施行日前に交付の申請があった助成金については、なお従前の例による。

附 則(令和 7 年 2 月 14 日告示第 8 号)

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の匝瑳市農業後継者新規就農支援助成金交付要綱（以下「改正後の告示」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の告示第 4 条の規定による申請書を市長に提出する者から適用し、施行日の前日までに当該申請書を市長に提出した者については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに、改正前の告示第 1 号様式及び第 5 号様式の規定により調製した用紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

農業後継者新規就農支援助成金交付申請書

年 月 日

匝瑳市長 あて

申請者 住 所

氏 名

（電話 - - ）

年度において海匝農業経営体育成セミナー受講生となるので、匝瑳市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 研修内容

研修の種類	（基本・専門・総合の別）
研修の内容	（年間カリキュラム計画）
農業経営概要	（専業・兼業農家の別・作目別生産（目標）面積又は頭数）

（生年月日： 年 月 日 新規就農日： 年 月 日）

2 添付書類

- （1） 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないことを証する書類又は同意書（第2号様式）
- （2） 誓約書（第3号様式）

上記について、相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

千葉県海匝農業事務所長

印

第2号様式（第4条関係）

同意書

年 月 日

匝瑳市長 あて

同意者 住所

氏名 ⑩

電話

農業後継者新規就農支援助成金の交付に伴い、匝瑳市の市税及び国民健康保険税の納付状況について、当該補助金に関する事務に限り、匝瑳市が閲覧又は取得することに同意します。

備考 氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

第3号様式（第4条関係）

誓約書

年 月 日

匝瑳市長 あて

誓約者 住所

氏名

㊞

私は、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私は、過去にこの制度及び他の地方公共団体における同種の制度に基づく補助を3回以上受けたことはありません。
- 2 匝瑳市農業後継者新規就農支援助成金交付要綱第9条の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消された場合は、補助金を返還いたします。

備考 氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

第4号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長



農業後継者新規就農支援助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度農業後継者新規就農
支援助成金については、下記のとおり交付の決定をしたので、匝瑳市補助金等交
付規則第6条の規定により、通知します。

記

交付確定額 金 円

第5号様式（第6条関係）

農業後継者新規就農支援助成金実績報告書

年 月 日

匝瑳市長 あて

報告者 住所

氏名

電話

年 月 日付け第 号をもって助成金の交付決定のあったこのことについて、農業経営体育成セミナーを受講したので、匝瑳市補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 研修内容

研修の種類	(基本・専門・総合の別)
研修の内容	(年間カリキュラム計画)
農業経営概要 又は農業経営 目標	(専業・兼業農家の別・作目別生産(目標)面積又は頭数)

(生年月日： 年 月 日 新規就農日： 年 月 日)

2 添付書類

修了証書又は受講証書の写し及び意見・プロジェクト・経営計画の写し

第 6 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

匝瑳市長



農業後継者新規就農支援助成金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった農業後継者新規就農支援助成金については、匝瑳市補助金等交付規則第 13 条の規定により、下記のとおり交付額を確定します。

記

交付確定額 金 円

第 7 号様式（第 8 条関係）

農業後継者新規就農支援助成金交付請求書

年 月 日

匝瑳市長 あて

請求者 住所
氏名

年 月 日付け第 号で額の確定のあった農業後継者新規就農
支援助成金について、匝瑳市補助金等交付規則第 15 条の規定により、下記のと
おり請求します。

記

請求額 金 円

振込金融機関名		本支店名	
フリガナ			
口座名義			
口座の種類	当座 ・ 普通		
口座番号			

第 8 号様式（第 8 条関係）

農業後継者新規就農支援助成金概算払請求書

年 月 日

匝瑳市長 あて

請求者 住所
氏名

年 月 日付け第 号で交付決定のあった農業後継者新規就農
支援助成金について、匝瑳市補助金等交付規則第 16 条の規定により、下記のと
おり概算払されますよう請求します。

記

請求額 金 円

振込金融機関名		本支店名	
フリガナ			
口座名義			
口座の種類	当座 ・ 普通		
口座番号			